

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社志賀建設
福島県石川郡石川町字屋敷入63

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 6 年 8 月 30 日～令和 6 年 12 月 29 日（4ヵ月）

東北区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

3 指名停止理由

株式会社志賀建設の元社員及び元取締役は、福島県石川町が発注した複数の公共工事の入札において、石川町長が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年4月30日及び同年5月21日、福島県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年5月21日に福島地方検察庁郡山支部に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。
その後、同社の元社員及び元取締役は、複数の公共工事の入札情報を入手した見返りとして、約42万円相当の物品を提供したとして、同年6月10日、福島県警に贈賄の容疑で再逮捕された。
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該区域内の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 当該区域を対象として 2ヵ月以上12ヵ月以内